

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年9月30日
【発行者の名称】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 RYUKYU ASTEEDA Sports Club Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 早川 周作
【本店の所在の場所】	沖縄県中頭郡中城村字南上原 1112 番地 1
【電話番号】	(098) 851-8701 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 管理本部長 田野口 浩太
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 https://www.ryukyuasteeda.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月	自2022年 1月1日 至2022年 6月30日	自2023年 1月1日 至2023年 6月30日	自2024年 1月1日 至2024年 6月30日	自2022年 1月1日 至2022年 12月31日	自2023年 1月1日 至2023年 12月31日
売上高 (千円)	226,989	261,324	266,253	500,028	579,196
経常損失 (△) (千円)	△107,380	△51,303	△33,657	△212,981	△94,531
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失 (△) (千円)	△107,860	△53,288	△35,315	△265,304	△95,660
中間包括利益(包括利 益) (千円)	△108,831	△53,590	△35,315	△265,994	△95,976
純資産額 (千円)	△99,374	△195,647	△273,427	△142,057	△238,112
総資産額 (千円)	236,809	248,007	182,997	351,186	286,158
1株当たり純資産額 (円)	△66.93	△121.10	△169.06	△88.20	△147.26
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当 期)純損失(△) (円)	△72.27	△32.90	△21.80	△177.10	△59.06
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利 益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△42.2	△79.1	△149.6	△40.7	△83.3
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	—
株価収益率 (%)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△94,168	△57,261	△13,611	△149,277	△62,685
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,920	928	—	△22,987	7,610
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△41,654	△12,776	△14,676	134,628	△29,452
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	86,844	118,842	75,137	187,951	103,424
従業員数 〔外、平均臨時雇用人 員〕 (名)	23 [58]	17 [41]	19 [46]	23 [44]	19 [41]

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本利益率及び株価収益率については親会社株主に帰属する中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、平均人員を[]内に外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2024年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
スポーツ関連事業	6〔3〕
飲食事業	8〔41〕
アスティーダサロン事業部	2〔－〕
全社（共通）	3〔2〕
合計	19〔46〕

（注）1．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

（2）発行者の状況

2024年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
17〔46〕	32.1	2.1	3,746

セグメントの名称	従業員数（名）
スポーツ関連事業	4〔3〕
飲食事業	8〔41〕
アスティーダサロン事業部	2〔－〕
全社（共通）	3〔2〕
合計	17〔46〕

（注）1．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、円安の影響などによる原材料・エネルギー価格の上昇を受け、不透明な状況が続きました。一方で、行動制限の撤廃による人流の回復・経済活動の正常化や雇用・所得環境が改善傾向にありました。

飲食業界全体もこのような経済環境を反映し、訪日外国人が増加の一方、原価、人件費等の経費が増加するなど、依然として厳しい外部環境に置かれている状況であります。

当社グループはこのような環境下においても、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」を合言葉に各事業を展開してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業におきましては、Tリーグ 2023-2024 シーズンにおいて、琉球アスティーダは惜しくも優勝を果たすことが出来ませんでした。その影響もあり新規スポンサーの獲得が鈍化しており、売上高は 88,871 千円（前年同期比△43.1%）、セグメント損失は 25,274 千円（前年同期はセグメント利益 18,633 千円）となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、直営店が 5 店舗、フランチャイズ 4 店舗の営業により、売上高は 89,408 千円（前年同期比△12.5%）、セグメント損失は 8,507 千円（前年同期はセグメント利益 416 千円）となりました。

(アスティーダサロン事業)

2023 年 5 月より運営を開始しました、会員制経営者コミュニティサロン「アスティーダサロン」事業におきましては、2024 年 6 月末時点で会員数 301 社となりました。以上の結果、売上高は 87,973 千円（前年同期は売上高 2,979 千円）、セグメント利益は 54,627 千円（前年同期はセグメント利益 2,553 千円）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は 266,253 千円（前年同期比+1.9%）、営業損失は 32,390 千円（前年同期は営業損失 50,490 千円）、経常損失は 33,657 千円（前年同期は経常損失 51,303 千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は 35,315 千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失 53,288 千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は 75,137 千円となり、前連結会計年度末に比べ 28,287 千円の減少となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

使用した資金は 13,611 千円（前年同期は使用した資金 57,261 千円）となりました。これは主に税金等調整前中間純損失の計上 33,657 千円、仕入債務の減少額が 40,336 千円、未払金の減少額が 49,365 千円あった一方で、売上債権及び契約資産の減少額が 62,668 千円、契約負債の増加が 40,150 千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金および使用した金額はありませんでした（前年同期は獲得した資金 928 千円）。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は 14,676 千円（前年同期は使用した資金 12,776 千円）となりました。これは、長期借入金の返済による支出 14,676 千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産を行っておりませんので、生産実績は記載しておりません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
スポーツ関連事業	1,699	67.3
飲食事業	38,183	100.2
アスティーダサロン事業	-	-
合計	39,882	98.2

(注) 金額は仕入価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

(3) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
スポーツ関連事業	88,871	56.9
飲食事業	89,408	87.5
アスティーダサロン事業	87,973	2,952.4
合計	266,253	101.9

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2024年3月29日の発行者情報公表後、当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2024年3月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、以下を除き重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結中間会計期間に営業損失50,490千円、経常損失51,303千円、親会社株主に帰属する中間純損失53,288千円を計上し、営業キャッシュ・フローは57,261千円の支出となりました。当中間連結会計期間においても営業損失32,390千円、経常損失33,657千円、親会社株主に帰属する中間純損失35,315千円を計上し、営業キャッシュ・フローは13,611千円の支出となりました。その結果、当中間連結会計期間末において273,427千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、2023年5月より、経営者の悩みを解決し、参加メンバーの事業成長を支援する会員制経営者コミュニティ、アスティーダサロンの運営を行っておりますが、これらサロンの拡大と、琉球アスティーダ、九州アスティーダスポンサーの価値提供の相乗効果を図ることで、営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

また、資本増強を図るために、第三者割当増資の実施を検討するとともに、必要に応じて借入を行うことにより、運転資金の安定的確保を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めて

まいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

また、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について)

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。当社ではフィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年3月1日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社グループ株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社グループ株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

(J-Adviser 契約解除に関する条項)

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその連結会計年度の末日に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の (a) 又は (b) の場合の区分に従い、当該 (a) 又は (b) に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面。

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面。

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面。

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合。
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日。
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日。(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日。)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合。(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日。
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容。
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日。
(a) TOKYO PRO Market の上場株券等
(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日。)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合((3) bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取り扱い

甲が指定振替機関の振替業における取り扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合かつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入。（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一つの議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項)

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 当社はTリーグに参加するため、一般社団法人Tリーグと契約を行っております。

その概要は以下のとおりです。

契約内容の概要	当社が一般社団法人Tリーグへの入会と、Tリーグに参加する資格
契約の期間	1年間
契約の更新	自動1年更新（前年のシーズンの6月30日までに申請しない場合）

(注) Tリーグ規約のうち、下記の条文については、Tリーグ理事会の承認により、株式上場を条件として例外的な取り扱いを認められております。

〈Tリーグ規約〉

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第 18 条第 1 項	Tリーグチーム運営法人は、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならず、違反した場合、Tリーグによって指導が行われ、または制裁規程に基づく制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Tリーグチーム運営法人はそれらに従わなければならない。	第 18 条第 1 項及び同条第 2 項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法第 166 条第 1 項に該当する重要事実について、対象外とする。
第 18 条第 2 項	Tリーグチーム運営法人は Tリーグに対し、Tリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。	第 18 条第 1 項及び同条第 2 項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法第 166 条第 1 項に該当する重要事実について、対象外とする。
第 18 条第 4 項	Tリーグは、Tリーグチーム運営法人の事前の同意がない限り、第 2 項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、Tリーグおよび Tリーグチーム運営法人の状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別の Tリーグチームの運営に支障を来さない限りにおいて開示することができる。	第 18 条第 4 項ただし書きに基づく開示について、Tリーグは、金融商品取引法第 166 条第 1 項に該当する重要事実に関して Tリーグチーム運営法人が公表する前に、行うことはできない。Tリーグは、金融商品取引法第 166 条、第 167 条の 2 その他に鑑み、入手した情報について、売買等その他不正行為をせず、第三者にさせず、その情報保有に、細心の注意を払うものとする。制裁規定第 12 条（2）の運用・解釈についても、第 18 条の上記運用・解釈に応じる。
第 19 条第 1 項	Tリーグチーム運営法人は、Tリーグからの指示に基づき、Tリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（チームが公益社団法人、一般社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。	第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。制裁規定第 12 条（3）の運用・解釈についても、第 19 条の上記運用・解釈に応じる。
第 19 条第 2 項	Tリーグチーム運営法人は、当該 Tリーグチーム運営法人の支配状況に影響を及ぼすこととなる株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会に報告をし、理事会の承認を得るなど理事会が必要と認めた手続きを経なければならない。本項において、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（なお、当該権利により将来発行され得る株式を以下「潜在株式」という。）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式に係る議決権を含むものとする。また、公益法人または一般法人である Tリーグチーム運営法人が、支配状況に影響を及ぼすこととなる社員の変更または社員の追加をする場合も同様とする。	第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。制裁規定第 12 条（3）の運用・解釈についても、第 19 条の上記運用・解釈に応じる。
第 19 条第 7 項	本条第 1 項から第 4 項までの規定は、理事会にて例外の取り扱いを承認されたチームまたは理事長が特に必要性が高いものと認めたチームに対しては、1年間を上限として適用を猶予することができる。	第 19 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。制裁規定第 12 条（3）の運用・解釈についても、第 19 条の上記運用・解釈に応じる。

〈制裁規程（Tリーグ規約）〉

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第12条第2号	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （2）同第20条（Tリーグチームの健全経営）第1項に違反した場合	制裁規定第12条（2）の運用・解釈についても、Tリーグ規約第20条の上記運用・解釈に応じる。
第12条第3号	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （3）同第21条（Tリーグチームの株主）第2項から第6項までのいずれかに違反した場合	制裁規定第12条（3）の運用・解釈についても、Tリーグ規約第21条の上記運用・解釈に応じる。

（2）当社はフランチャイジーとの間に「フランチャイズ契約」を締結しております。
フランチャイズ店（「バルコラボ」）は、当中間連結会計期間末において4社と契約しております。

契約期間	5年間
契約内容	フランチャイジーに対し、当社グループが開発した飲食運営のための独自のノウハウや商標等を使用して、店舗所在地で飲食業を行う権利を与えるとともに、店舗運営に関する指導を行っております。対価として、一定料率のロイヤリティを受け取っております。

（注）当中間連結会計期間末のフランチャイジーの契約社数は4社であります。フランチャイジーによって発効日が異なりますので、発効日の記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

当中間連結会計期間末における、資産、負債および純資産の状況は、次のとおりであります。

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は158,975千円となり、前連結会計年度末に比べ101,610千円減少いたしました。これは主に現金及び預金が28,287千円、売掛金及び契約資産が64,899千円減少したことによるものであります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産は24,022千円となり、前連結会計年度末に比べ1,550千円減少いたしました。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は302,140千円となり、前連結会計年度末に比べ53,169千円減少いたしました。これは主に契約負債が40,150千円増加した一方で、買掛金が40,336千円、未払金が49,015千円減少したことによるものであります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債は154,285千円となり、前連結会計年度末に比べ14,676千円減少いたしました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は 273,427 千円の債務超過（前連結会計年度末は 238,112 千円の債務超過）となりました。これは、主に親会社株主に帰属する中間純損失 35,315 千円を計上したことにより利益剰余金が同額減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000	2,880,300	1,619,700	1,619,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,500,000	2,880,300	1,619,700	1,619,700	-	-

(注)「公表日現在発行数」には、2024年9月1日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権（2019年3月29日定時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月27日から 2029年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334(注)3 資本組入額 167(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2019年11月13日開催の取締役会決議により、2019年11月22日付で普通株式1株につき30株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
5. 新株予約権の取得事由
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2019年11月22日臨時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数(個)	23,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	492(注)2	同左
新株予約権の行使期間	2019年12月20日から 2029年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第 3 回新株予約権（2020 年 1 月 30 日臨時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2024 年 6 月 30 日)	公表日の前月末現在 (2024 年 8 月 31 日)
新株予約権の数 (個)	18,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	18,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	492 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2020 年 1 月 31 日から 2030 年 1 月 30 日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{1}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

第4回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2024年6月30日)	公表日の前月末現在 (2024年8月31日)
新株予約権の数（個）	9,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年1月1日～ 2024年6月30日	—	1,619,700	—	175,490	—	137,990

(6) 【大株主の状況】

2024年6月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
早川 周作	沖縄県豊見城市	863,900	53.33
佐野 健一	東京都新宿区	85,600	5.28
MTGV 投資事業有限責任組合	愛知県名古屋市中区錦2丁目8-24 オフィスオオモリ8階	60,000	3.70
岡田 晃男	千葉県柏市	45,000	2.77
株式会社 Local Power	秋田県秋田市八橋大畑 2丁目3-1 WHITE CUBE 1 F	30,000	1.85
荒生 智啓	東京都渋谷区	27,000	1.66
内藤 忍	東京都港区	27,000	1.66
五十部 紀英	東京都渋谷区	27,000	1.66
砂田 和也	東京都港区	27,000	1.66
西川 慶	東京都渋谷区	27,000	1.66
サイブリッジグループ株式会社	東京都港区南青山2丁目2-15 ウィン青山1214	27,000	1.66
計		1,246,500	76.95

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,619,700	16,197	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,619,700	—	—
総株主の議決権	—	16,197	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2024年1月から6月については、売買実績はありません。

3【役員状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役飲食事業本部長	山本 吉大	2024年6月30日

(3) 異動後の役員男女別人数及び女性の比率

男性9名 女性1名（役員のうち女性の比率 ー%）

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第二種中間連結財務諸表であります。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人FRIQによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)		当中間連結会計期間 (2024年6月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		103,424		75,137
売掛金及び契約資産	※1	94,206	※1	29,306
棚卸資産	※2	1,877	※2	1,427
未収入金		27,537		64
前払費用		37,066		55,806
その他		1,571		579
貸倒引当金		△5,098		△3,348
流動資産合計		260,585		158,975
固定資産				
有形固定資産	※3	1,044	※3	1,232
投資その他の資産				
投資有価証券		10,023		10,023
長期前払費用		8,103		6,364
長期未収入金		8,089		10,321
その他		6,401		6,401
貸倒引当金		△8,089		△10,321
投資その他の資産合計		24,528		22,789
固定資産合計		25,572		24,022
資産合計		286,158		182,997

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	72,992	32,655
短期借入金	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	29,352	29,352
1年内償還予定の社債	3,000	3,000
未払金	81,913	32,897
未払法人税等	2,461	1,637
契約負債	114,227	154,377
その他	21,362	18,220
流動負債合計	355,309	302,140
固定負債		
長期借入金	168,961	154,285
固定負債合計	168,961	154,285
負債合計	524,270	456,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	175,490	175,490
資本剰余金	136,547	136,547
利益剰余金	△550,549	△585,864
株主資本合計	△238,512	△273,827
新株予約権	400	400
純資産合計	△238,112	△273,427
負債純資産合計	286,158	182,997

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
売上高	※1 261,324	※1 266,253
売上原価	144,594	124,729
売上総利益	116,730	141,524
販売費及び一般管理費	※2 167,220	※2 173,914
営業損失(△)	△50,490	△32,390
営業外収益		
受取利息	300	0
利子補給金	319	175
その他	824	426
営業外収益合計	1,444	602
営業外費用		
支払利息	1,780	1,829
その他	476	39
営業外費用合計	2,257	1,868
経常損失(△)	△51,303	△33,657
特別損失		
固定資産売却損	287	-
減損損失	303	-
特別損失合計	590	-
税金等調整前中間純損失(△)	△51,893	△33,657
法人税、住民税及び事業税	1,696	1,658
法人税等合計	1,696	1,658
中間純損失(△)	△53,590	△35,315
非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△302	-
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	△53,288	△35,315

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
中間純損失 (△)	△53,590	△35,315
中間包括利益	△53,590	△35,315
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△53,288	△35,315
非支配株主に係る中間包括利益	△302	-

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	175,490	136,547	△454,892	△142,855
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△53,288	△53,288
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	△53,288	△53,288
当中間期末残高	175,490	136,547	△508,180	△196,143

	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	400	398	△142,057
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△53,288
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		△302	△302
当中間期変動額合計	-	△302	△53,590
当中間期末残高	400	95	△195,647

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	175,490	136,547	△550,549	△238,512
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△35,315	△35,315
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	△35,315	△35,315
当中間期末残高	175,490	136,547	△585,864	△273,827

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	400	△238,112
当中間期変動額		
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）		△35,315
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		
当中間期変動額合計	-	△35,315
当中間期末残高	400	△273,427

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失(△)	△51,893	△33,657
減価償却費	51	161
減損損失	303	-
固定資産売却損	287	-
長期前払費用償却額	185	1,738
貸倒引当金の増減額(△は減少)	3,268	480
受取利息及び受取配当金	△0	△0
有価証券利息	△300	-
支払利息	1,780	1,829
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	27,976	62,668
棚卸資産の増減額(△は増加)	2,152	450
前払費用の増減額(△は増加)	190	△18,740
仕入債務の増減額(△は減少)	△30,295	△40,336
未払金の増減額(△は減少)	△18,449	△49,365
契約負債の増減額(△は減少)	12,156	40,150
未払消費税等の増減額(△は減少)	3,144	△1,826
その他	△4,092	26,759
小計	△53,535	△9,687
利息及び配当金の受取額	400	0
利息の支払額	△1,435	△1,440
法人税等の支払額	△2,691	△2,483
営業活動によるキャッシュ・フロー	△57,261	△13,611
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,942	-
有形固定資産の売却による収入	870	-
有価証券の償還による収入	5,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	928	-
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△12,776	△14,676
財務活動によるキャッシュ・フロー	△12,776	△14,676
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△69,109	△28,287
現金及び現金同等物の期首残高	187,951	103,424
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 118,842	※ 75,137

【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、前連結中間会計期間に営業損失 50,490 千円、経常損失 51,303 千円、親会社株主に帰属する中間純損失 53,288 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 57,261 千円の支出となりました。当中間連結会計期間においても営業損失 32,390 千円、経常損失 33,657 千円、親会社株主に帰属する中間純損失 35,315 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 13,611 千円の支出となりました。その結果、当中間連結会計期間末において 273,427 千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、2023 年 5 月より、経営者の悩みを解決し、参加メンバーの事業成長を支援する会員制経営者コミュニティ、アスティーダサロンの運営を行っておりますが、これらサロンの拡大と、琉球アスティーダ、九州アスティーダスポンサーの価値提供の相乗効果を図ることで、営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善を図ってまいります。

また、資本増強を図るために、第三者割当増資の実施を検討するとともに、必要に応じて借入を行うことにより、運転資金の安定的確保を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数

1 社

(2) 連結子会社の名称

九州アスティーダ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

①商品

総平均法

②原材料

最終仕入原価法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない有価証券

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	2～8年

②長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

③アスティーダサロン事業

アスティーダサロン事業においては、会員へのサービスの提供に基づく会費が主な収益となります。これについては顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお、取引の対価は契約に基づき前受又は段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(表示方法の変更)

(中間連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「破産更生債権等」は、資産の総額の100分の5を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた14,490千円は、「長期未収入金」8,089千円、「その他」6,401千円として組み換えております。

(セグメント情報)

39ページ(セグメント情報)に記載のとおりとなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 棚卸資産の内訳は次の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
商品	655	603
原材料	1,222	824

※3 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,493	1,647

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
役員報酬	26,630	22,380
給料手当	30,651	35,884
地代家賃	16,912	12,852
支払報酬料	18,422	13,267
貸倒引当金繰入額	3,267	1,756

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数
普通株式（株）	1,619,700	-	-	1,619,700
合計	1,619,700	-	-	1,619,700

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期 間末残高（千円）
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
2019年第1回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	33,000	-	-	33,000	-
2019年第2回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	23,000	-	-	23,000	184
2020年第3回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	18,000	-	-	18,000	144
2020年第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	9,000	-	-	9,000	72
合計		83,000	-	-	83,000	400

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数
普通株式(株)	1,619,700	-	-	1,619,700
合計	1,619,700	-	-	1,619,700

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期 間末残高(千円)
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
2019年第1回ストック・オプションとして の新株予約権	普通株式	33,000	-	-	33,000	-
2019年第2回ストック・オプションとして の新株予約権	普通株式	23,000	-	-	23,000	184
2020年第3回ストック・オプションとして の新株予約権	普通株式	18,000	-	-	18,000	144
2020年第4回ストック・オプションとして の新株予約権	普通株式	9,000	-	-	9,000	72
合計		83,000	-	-	83,000	400

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間連結会計期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
現金及び預金	118,842	75,137
現金及び現金同等物	118,842	75,137

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年12月31日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 ※1	198,313	212,011	13,698
負債計	198,313	212,011	13,698

※1 1年内返済予定額を含んでおります。

※2 現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

※3 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2023年12月31日)
その他有価証券 非上場株式	10,023

当中間連結会計期間(2024年6月30日)

(単位：千円)

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 ※1	183,637	193,105	9,468
負債計	183,637	193,105	9,468

※1 1年内返済予定額を含んでおります。

※2 現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

※3 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：千円)

区分	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
その他有価証券 非上場株式	10,023

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。
- (2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2023年12月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	212,011	-	212,011
負債計	-	212,011	-	212,011

当中間連結会計期間 (2024年6月30日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	193,105	-	193,105
負債計	-	193,105	-	193,105

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	79,956
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	29,306
契約資産（期首残高）(※1)	14,250
契約資産（期末残高）(※1)	-
契約負債（期首残高）(※2)	114,227
契約負債（期末残高）(※2)	154,377

(※1) 契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との間の契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。

なお、中間連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

(※2) 契約負債は主に顧客からの前受金に関するものです。

なお、契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。当中間連結会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は 89,772 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。当社グループの報告セグメントは、「スポーツ関連事業」及び「飲食事業」に加え、前連結会計年度より運営を開始した「アスティーダサロン事業」を加えた3つを報告セグメントとしております。なお、前中間連結会計期間の報告セグメントについても変更後の区分で記載しております。

セグメント区分	主要業務
スポーツ関連事業	卓球事業 (Tリーグ、スポンサー営業、卓球教室、グッズ販売、アスティーダサロン等)
飲食事業	卓球バルを中心とした飲食店の運営、イベントへの参加、フランチャイズ本部
アスティーダサロン事業	会員制経営者コミュニティサロンの運営

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結財務諸表計上額 (注) 3
	スポーツ 関連事業	飲食事業	アスティー ダサロン 事業	計			
売上高							
一時点で移転される財又はサービス	48,996	98,392	-	147,389	-	-	147,389
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	107,185	3,770	2,979	113,935	-	-	113,935
顧客との契約から生じる収益	156,182	102,162	2,979	261,324	-	-	261,324
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	156,182	102,162	2,979	261,324	-	-	261,324
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	156,182	102,162	2,979	261,324	-	-	261,324
セグメント利益又は損失 (△)	18,633	416	2,553	21,603	△773	△71,320	△50,490
セグメント資産	92,333	26,683	-	119,017	2,959	126,029	248,007
その他の項目							
減価償却費	51	-	-	51	-	-	51
のれんの償却額	-	-	-	-	-	-	-

有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	3,669	-	3,669	-	-	3,669
--------------------	---	-------	---	-------	---	---	-------

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、当社グループが行っているマーケティング事業及びアスリートマネジメント事業を含んでおります。
2. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) セグメント損失の調整額△71,320千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額126,029千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	調整額 (注) 1	中間連結財務諸表計上額 (注) 2
	スポーツ 関連事業	飲食事業	アスティー ダサロン 事業	計			
売上高							
一時点で移転される財又は サービス	12,954	88,708	1,223	102,885	-	-	102,885
一定の期間にわたり移転される財 又はサービス	75,917	700	86,749	163,367	-	-	163,367
顧客との契約から生じる収益	88,871	89,408	87,973	266,253	-	-	266,253
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	88,871	88,408	87,973	266,253	-	-	266,253
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	88,871	88,408	87,973	266,253	-	-	266,253
セグメント利益又は損失(△)	△25,274	△8,507	54,627	20,845	-	△53,235	△32,390
セグメント資産	66,034	23,870	16,415	106,320	-	76,676	182,997
その他の項目							
減価償却費	28	133	-	161	-	-	161
のれんの償却額	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	-	350	-	350	-	-	350

- (注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) セグメント損失の調整額△53,235千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額76,676千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。
2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報
セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。
2. 地域ごとの情報
- (1) 売上高
本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。
- (2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (2024年6月30日)
1株当たり純資産額	△147円26銭	△169円6銭

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
1株当たり中間純損失(△)	△32円90銭	△21円80銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△53,288	△35,315
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△53,288	△35,315
普通株式の期中平均株式数(株)	1,619,700	1,619,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失を計上しているため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月30日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員
公認会計士 石川 浩平

指定社員
業務執行社員
公認会計士 笠原 寿敦

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社及び連結子会社の2024年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2024年1月1日から2024年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当中間連結会計期間末において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上